

## 「千葉市放課後子どもプラン（第2期）（案）」に関する パブリックコメント手続の実施について

千葉市教育委員会では、令和5年度から5年間の本市における小学生の放課後施策を総合的・計画的に推進するための行動計画である「千葉市放課後子どもプラン（第2期）（案）」を作成しました。

この案について、パブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

### 1 策定の趣旨

平成30年3月に策定した「放課後子どもプラン（第1期）」（計画期間：令和元年度～令和5年度）では、アフタースクール※を中心とした居場所の整備を進めることとしていましたが、一方で、学校敷地内で必要なスペースを確保し、アフタースクールを導入することができる学校は40校程度に限られると見込んでおり、導入が困難な学校への対応が課題となっていました。

そこで、導入条件を見直した上で改めてシミュレーションを行ったところ、学校施設の有効かつ積極的な活用により、今後10年間で9割の学校に導入することができる見通しが立ったことから、放課後施策の推進体制を改めて整備するため、本来の更新時期を1年前倒して策定することとしました。

※本市の「アフタースクール」とは、小学校敷地内において、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室を一体的に運営し、保護者の就労状況等にかかわらず、希望するすべての児童に毎日の居場所を提供するとともに、「体験プログラム」による体験・活動の機会と、「継続プログラム」による継続的な学びの機会を提供する事業です。

### 2 パブリックコメント手続

#### (1) 公表期間

令和5年2月3日（金）～3月2日（木）

#### (2) 公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/go/pbc>

イ 生涯学習振興課（千葉ポートサイドタワー11階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所地域振興課、市図書館（分館含む）、市公民館での閲覧



### 3 意見の募集

#### (1) 提出期間

令和5年2月3日（金）～3月2日（木）※郵送の場合は当日消印有効

#### (2) 意見の提出方法

件名に「千葉市放課後子どもプラン（第2期）（案）」に対する意見」と書き、住所、氏名（ふりがな）または団体名・代表者氏名（ふりがな）、電話番号やメールアドレス等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出

ア 郵送 〒260-8730 千葉市中央区問屋町1-35  
千葉ポートサイドタワー11階 生涯学習振興課  
イ FAX 043-245-5992  
ウ 電子メール houkago@city.chiba.lg.jp  
エ 持参 生涯学習振興課、各区役所の地域振興課

#### 4 意見の公表

意見の概要とそれに対する市の考え方を、令和5年3月に市ホームページで公表予定。  
(※住所、氏名などの個人情報は公表しません。)

#### 5 今後のスケジュール

パブリックコメント手続の結果等を踏まえ、令和5年3月に「千葉市放課後子どもプラン(第2期)」を策定・公表予定。

#### 6 添付資料

- (1) 千葉市放課後子どもプラン(第2期)(案) 概要版
- (2) 千葉市放課後子どもプラン(第2期)(案)